

8-19
no.3

昭和60年版 婦人労働の実情
概 要

昭和60年 8 月

労働省婦人局

I 昭和59年における婦人労働の概況

昭和59年は、前年からの景気回復基調が継続し、全体として順調な拡大を続けたことに伴い、労働経済面においても緩やかな改善の動きを示した。このような中で婦人労働については次のような動きがあげられる。

1 就業状況

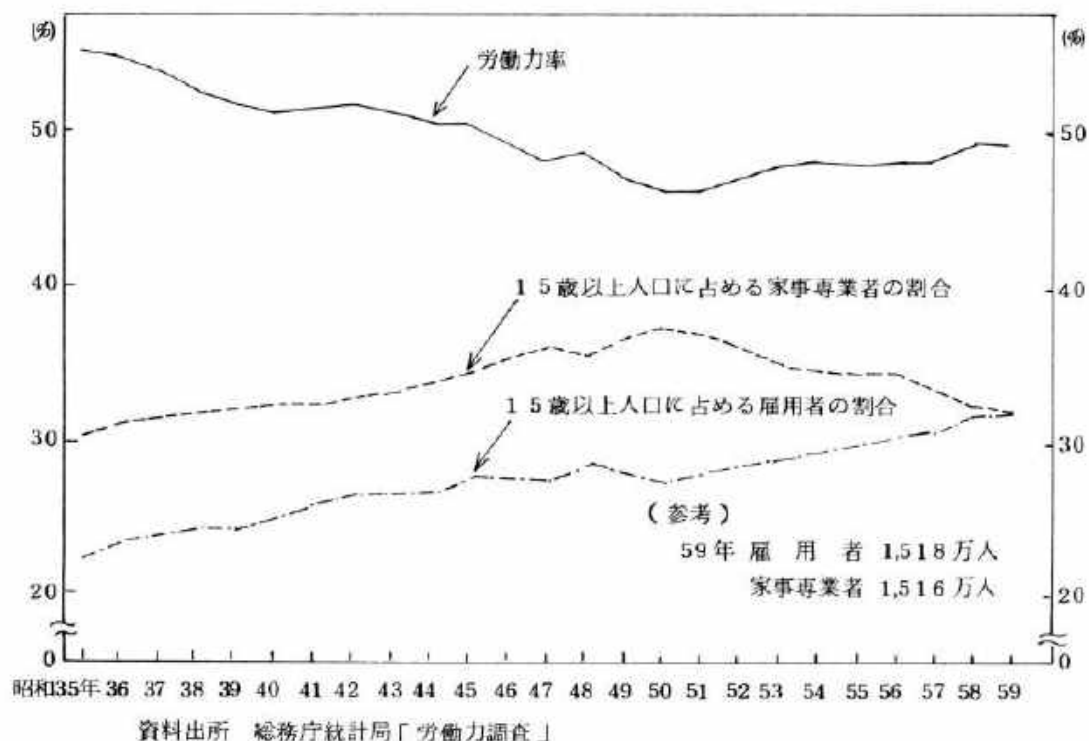
(1) 女子労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,347万人で前年に比べて23万人、1.0%増（同男子16万人、0.4%増）と男子をわずかながら上回って増加したことから労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.1ポイント高まって39.6%になった。

女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50年の45.7%を底に以後上昇を続けていたが、59年は労働力率の低い15～19歳層及び55歳以上層の人口の増加が大きかったことなどから前年より0.1ポイント低下して48.9%となった。

(2) 女子の非労働力人口については、15歳以上人口に占める割合は前年と同様50.7%であったが、実数は32万人増加し、2,436万人となった。

15歳以上人口に占める雇用の割合は前年の31.3%から31.6%へ上昇し1,518万人となったが、家事専門者の割合は前年の32.0%から31.6%へ低下し1,516万人となったため、両者の割合が一致し、実数では雇用の方が2万人上回るに至った（第1図）。

第1図 女子労働力率、15歳以上人口に占める雇
用者及び家事専業者の割合



- (3) 女子就業者数は2,282万人で、前年に比べて19万人、0.8%増と小幅な増加となった。
- (4) 女子の完全失業者数は65万人で前年比4万人、6.6%増となり、完全失業率も2.8%と前年を0.2ポイント上回った。この結果、42年以來17年ぶりに男子の完全失業率(2.7%)を上回り、ここ30年間で最も高水準になった。
- (5) 女子雇
用者数は1,518万人で前年に比べ32万人、2.2%増加して、増加数、率とも男子を上回り、引き続き堅調な増加を続けている。雇
用者総数に占める女子の割合は前年に比べ0.3ポイント上昇して35.6%となった。
- (6) 女子雇
用者の増加数の大きかった産業は、卸売・小売業(16万人増)、製造業(14万人増)で、製造業の内訳をみると、業況の拡大による電気機械器具製造業を中心とする金属機械工業で大きく増加している。
- (7) 女子雇
用者数の増加を職業別にみると、事務従事者の15万人増(3.1%増)

が最も大きく、次いで技能工・生産工程作業者9万人増(2.7%増)、専門的・技術的職業従事者7万人増(3.5%増)となっている。

- (8) 非農林業女子雇用者を企業規模別にみると、前年に比べると伸びは小さくなっているもののすべての規模で堅調な増加を続けており、1～29人規模11万人増(1.9%増)、30～99人規模8万人増(3.3%増)、100～499人規模3万人増(1.4%増)、500人以上規模11万人増(4.0%増)となっている。

非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇が27万人増(2.3%増)、臨時雇・日雇が6万人増(2.1%増)となっており、両者の伸び率をみると、58年は臨時雇・日雇の伸び率が高かったのに対して、59年は常雇の伸び率がやや高くなっている。

- (9) 非農林業の女子短時間雇用者は328万人で、前年に比べ22万人、7.2%増(58年22万人、7.7%増)と前年の伸び率を下回ったものの、依然堅調に増加している。

この結果、非農林業女子雇用者に占める短時間雇用者の割合は前年よりさらに高まり22.1%(58年21.1%)となった。

- (10) 年齢階級別に女子雇用者の動きをみると30～34歳層では、第一次ベビーブーム期に出生した世代が通過したことなどもあって人口が減少したため、女子雇用者数は前年よりも6万人減少しているが、その他は各年齢層とも横ばい又は前年より増加している。特に40～44歳層で14万人、7.3%増、35～39歳層で7万人、3.9%増となっており、女子雇用者に占める35歳以上層の割合は56.7%(58年55.9%)と高まった。

- (11) 非農林業女子雇用者を配偶関係別にみると、有配偶者は16万人、1.8%増加して893万人、未婚者は16万人、3.5%増加して475万人、死別・離別者は1万人、0.7%増加して140万人となった。20～39歳層の各年齢層において未婚率が上昇していることを反映して、未婚者の雇用者増の伸びが大きかったことから、女子雇用者総数に占める有配偶者の割合は初めて前年を下回り59.2%(58年59.5%)となり、さらに有配偶者と死別・離別者を合わせた既婚者の割合も前年を下回り68.5%(58年68.9%)となった。

02 新規学卒者を除く一般労働市場は、58年後半に引き続き緩やかながら着実な改善を示し、女子の新規求人の伸び（5.3％増）が新規求職者の伸び（1.5％増）を上回ったため、新規求人倍率は前年の0.73倍から0.75倍になった。

03 新規学卒者の労働市場をみると、59年3月卒の高卒女子の求人倍率は1.34倍（58年1.36倍）と3年連続の低下となったが、求人の減少幅が前年比5.2％減（58年9.9％減）と縮小したことに加えて、ひのえうまの影響から卒業生が減少したことを背景に就職希望者数も減少したことから求人倍率の低下幅は小さかった。

大卒女子（60年3月卒）の採用計画をみると、前年採用計画比で前年の5.3％減から8.3％増と増加に転じ、事務系の2.5％増に対し、技術系の20.8％増と技術系の増加が著しい。

2. 労働条件等

(1) 女子の1人平均月間現金給与総額は191,143円で前年に比べて3.9％増（男子368,775円、4.6％増）となっている。

(2) 女子の1人平均月間総実労働時間は164.2時間と58年と比べると0.8％（1.3時間）増加した。所定内労働時間は157.4時間と前年（156.6時間）より若干増加しているが、これは主として59年がうるう年に当たったことによる。また、所定外労働時間は6.8時間で前年より7.9％（0.5時間）増となり、中でも景気の順調な拡大に伴い製造業で前年より10.3％（0.7時間）増となっている。

(3) 勤労者1世帯当たり1か月の実収入は424,025円であり、前年に比べ名目で4.6％増と58年の伸び（3.2％増）を上回った。これは世帯主収入（351,413円）の前年比4.2％増に対して、妻の収入（34,698円）が前年比8.6％増とかなり大幅な増加となったことが寄与している。

実収入に占める妻の収入割合は、50年6.5％から59年の8.2％へと増加している。

3. 女子労働者の雇用管理

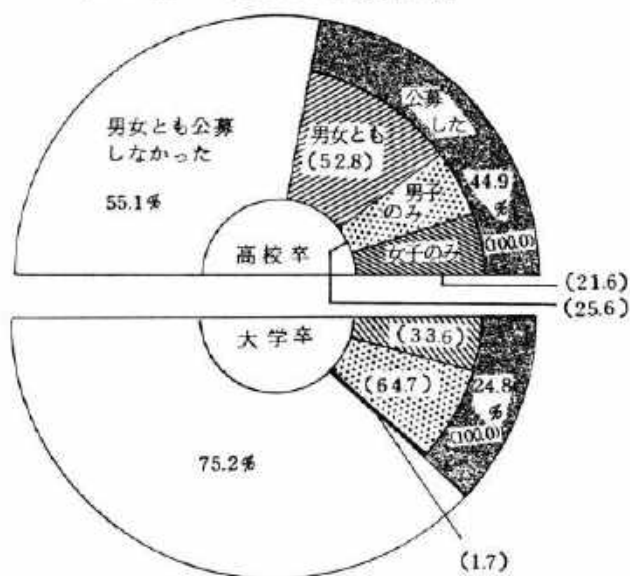
女子労働者は年々増加し、勤続年数の伸長、就業分野の拡大が進んでいるが、職場において男子と等しく機会を得て、意欲と能力に応じて平等に処遇されるための条件はまだ十分整備されているとはいえず、募集、採用、配置、昇進、教育訓練等雇用管理の種々の面において男女で異なる取扱いをしている企業がみられる。

(1) 募集、採用

男子と女子の公募状況をみると、4年生大学卒業者で大きな差がみられ、大学卒業者を公募した企業のうち、男子のみを公募した企業が3分の2を占めており、採用についても同様の状況にある（第2図）。

男女とも採用した企業では、採用条件が男女で異なる企業が約半数を占めている。

第2図 男女の公募状況



資料出所 労働省「昭和59年女子労働者の雇用管理に関する調査」

(2) 配置

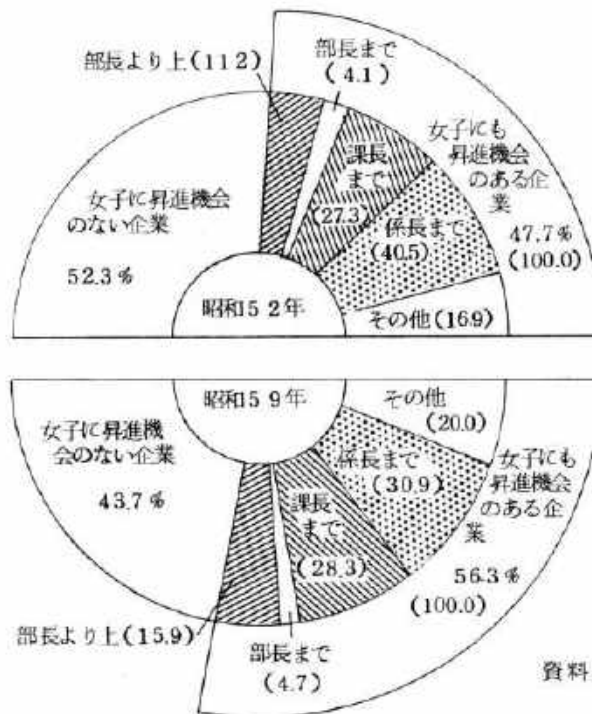
企業において役職及び労働基準法上の就業制限業務を除いて、「女子を全く配置していない仕事はない」企業は52年の8.5%から59年には37.0%に増加し、「女子を全く配置していない仕事がある」企業は52年の91.5%が

ら59年には63.0%に減少しており、就業分野の拡大がみられる。

(3) 昇進

女子にも役付手当、管理職手当等が支給される役職への昇進機会が「ある」企業の割合は、52年の47.7%から59年の56.3%へと増加している。しかし、女子にも役職への昇進の機会がある企業でも上位の役職への昇進機会は限られており、女子に昇進可能な役職は「係長相当まで」とする企業が30.9%で最も多く、「部長相当職より上位の役職も可能」は15.9%となっている（第3図）。

第3図 女子の役職への昇進機会と昇進可能な役職



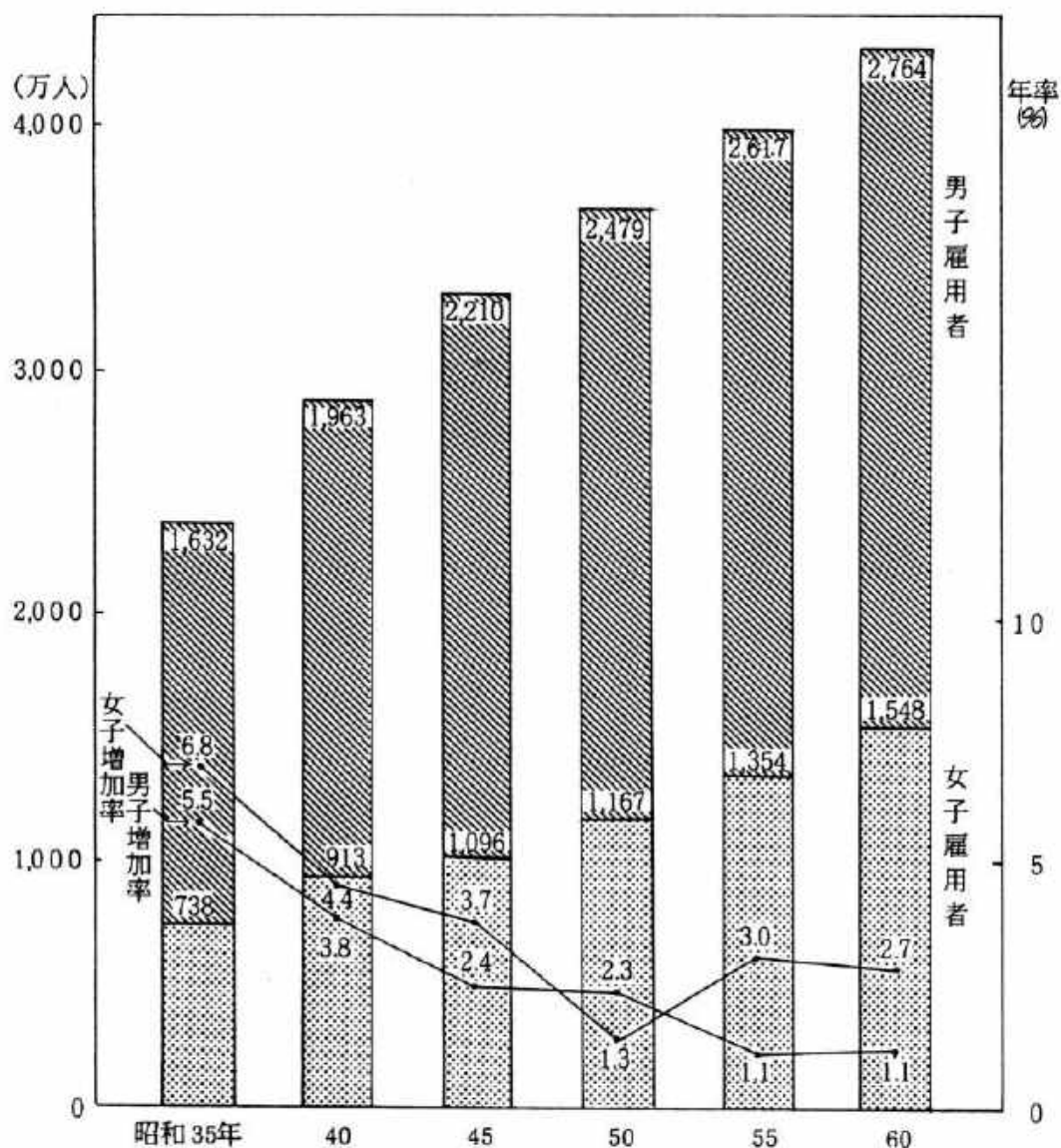
資料出所 労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」

(4) 教育訓練

新入社員を対象とした教育訓練を行っている企業のうち、「内容や機会が男女同じ」とする企業の割合は7～8割と高いが、中堅社員を対象とした教育訓練についてみると、「現在の業務に必要な知識・技能の向上」を行っている企業のうち「内容や機会が男女同じ」企業の割合が57.7%を占めているものの、教育訓練の内容が高度になる程、その割合は低くなっている。

(6) 女子雇用者は1,548万人で前年に比べ30万人、2.0%増加した。男子の増加(17万人、0.6%増)を上回る堅調な伸びを続けており、この結果、雇用者総数に占める女子の割合は前年に比べ0.3ポイント上昇し35.9%となった。

第5図 雇用者数及び増加率の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

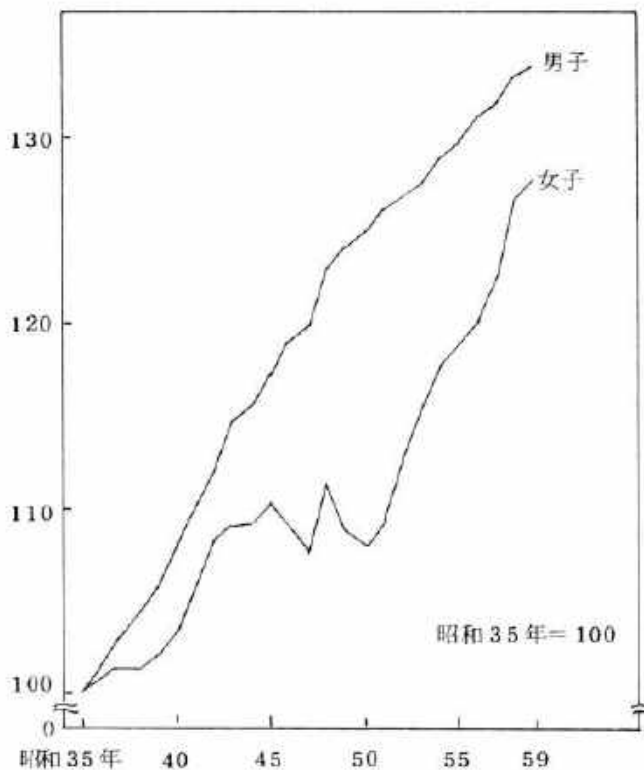
II 長期的にみた婦人労働の動き

1 女子労働者の動向

(1) 労働力人口の推移——昭和51年以降男子の伸びを上回って増加

女子労働力人口は、昭和35年の1,838万人から45年の2,024万人まで増加した後、46年の不況及び第一次石油危機の影響を受けて一時減少する動きをみせたが、51年以降再び増加に転じ、55～57年の景気後退期にも減少することなく、59年には2,347万人になった。特に51年以降の女子労働力人口の伸びは男子の伸びを上回っており、全労働力人口に占める女子の割合も年々上昇して59年には39.6%となり、最近は従来のような明瞭な景気感応性はみられなくなっている(第4図)。

第4図 労働力人口の推移



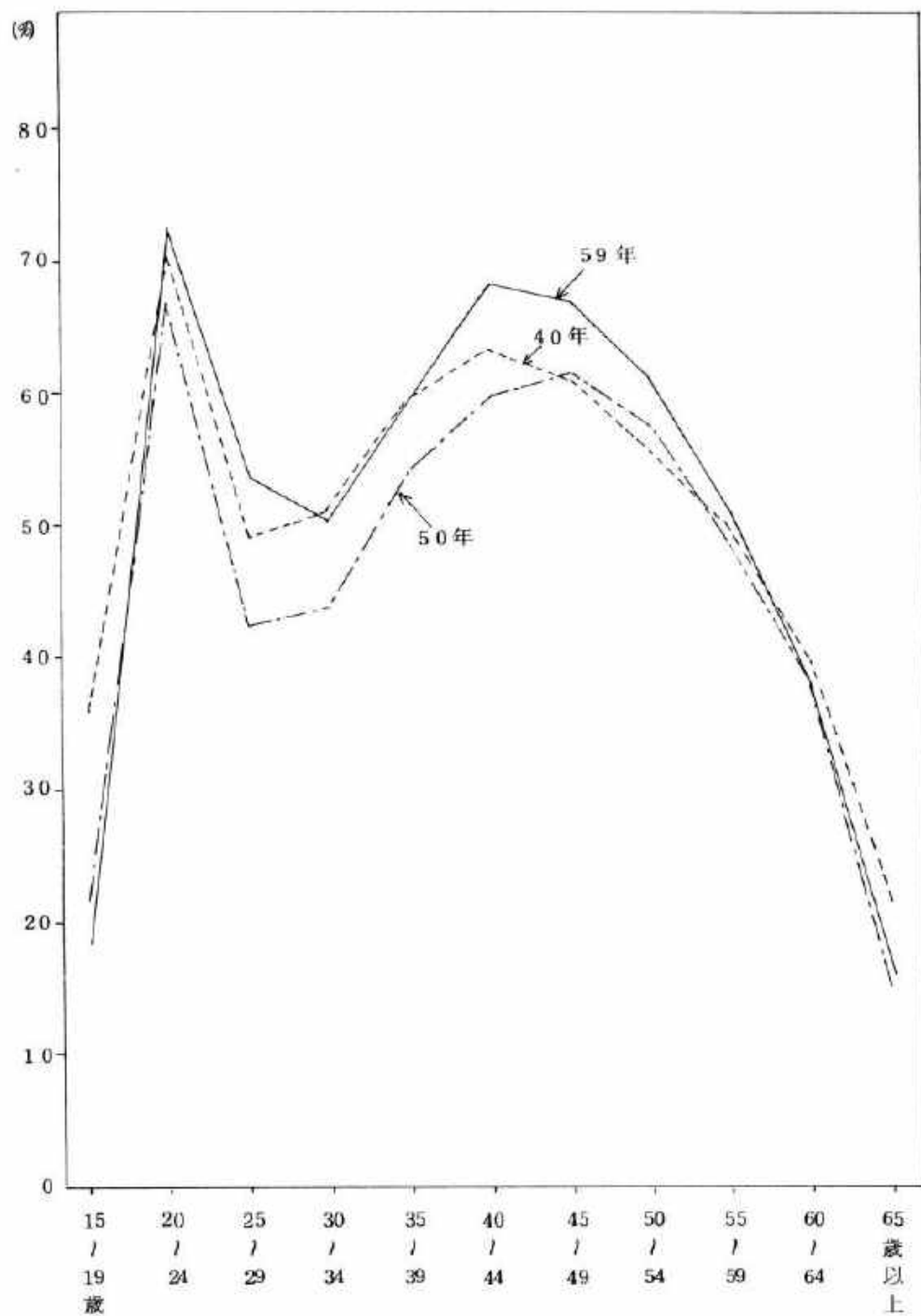
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (2) 労働力率の変化——最近の女子労働力率の上昇は、年齢階級別には中年層、世帯別には雇用者世帯、配偶関係別には有配偶者の労働力率の上昇によるもの

女子労働力率は35年の54.5%から50年の45.7%まで景気による変動はあるものの緩やかに低下した後、50年を底に緩やかな上昇傾向に変わり、59年には48.9%となっており、20数年間、緩やかな低下傾向が続いている男子と対照的な傾向を示している。

我が国の最近の女子労働力率の上昇は主として、年齢階級別には20～54歳（特に中年）層、世帯別には雇用者世帯、配偶関係別には有配偶者の労働力率の上昇によるものであり、その要因としては ①出生率の低下、家事の合理化等による家事、育児負担の軽減、サービス経済化等による短時間雇用機会の増加などにより家庭生活と職業生活の両立が容易になったこと、②育児期間の短縮などライフサイクルの変化により再就業可能期間が長期化していること、③高学歴化の進展や社会全体の意識の変化などにより就業意欲が向上していること、④世帯主所得の伸びが鈍化する中で、住宅、土地取得のための負債を主とする負債の年収に占める割合や負債保有世帯の比率も上昇傾向にあり、追加所得の必要性が高まっていることなどが考えられる。

第5図 女子年齢階級別労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(3) 諸外国における労働力率の動き —— 男子の労働力率は低下傾向、女子の労働力率は上昇傾向

諸外国（アメリカ、西ドイツ、フランス、スウェーデン）においても、男子の労働力率は低下傾向にあるのに対し、女子の労働力率は上昇傾向にある。特に、アメリカ、フランス、スウェーデンの女子労働力率は1960年代から一貫して上昇傾向にあり、スウェーデン（1980年）とアメリカ（1982年）は50%を上回るに至っている。

年齢階級別労働力率のパターンは各国異っているが、いずれの国においても若年層と高年齢層を除く各年齢層において労働力率が上昇する中で、特に従来結婚、出産、育児により引退していたと思われる層の上昇が著しく、また、スウェーデンに代表されるように40歳台の中年層の上昇が著しい（第6図）。

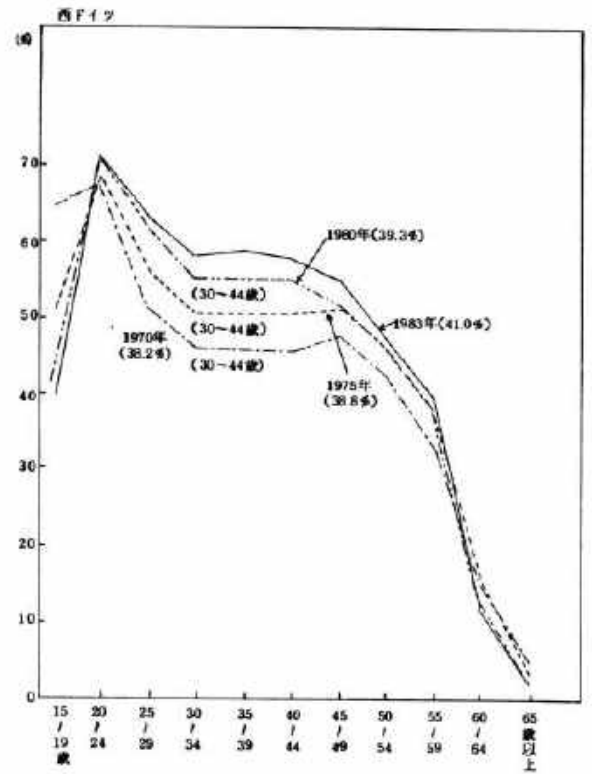
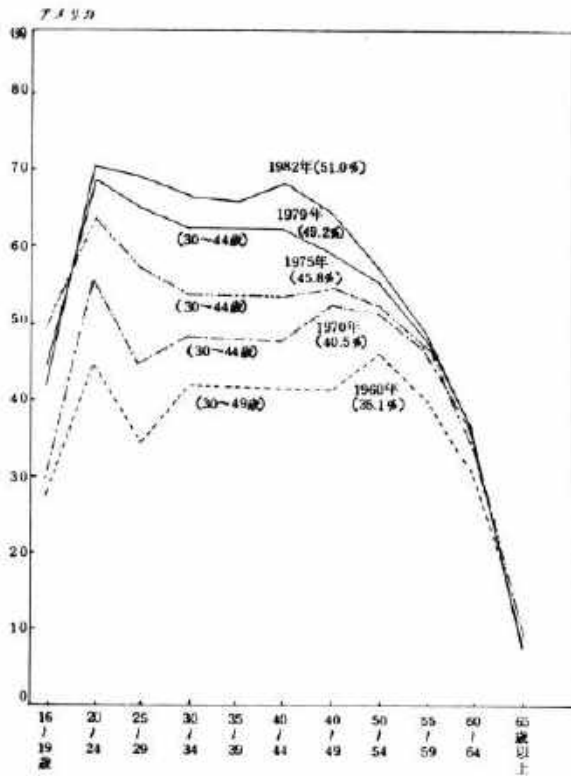
アメリカ………1960年当時は25～29歳層をボトムとするM字型を描いていたが、若年層と高年齢層を除く各年齢層で労働力率の上昇がみられ、1982年現在では、ほとんどM字型は解消し、台形に近くなっている。

西ドイツ………20～24歳層をピークとする型を維持しており、労働力率は若年層で高いが、結婚、出産期に低下し、以後緩やかに低下している。しかし、1970年当時と比べると25～49歳層での労働力率の上昇幅が大きくなっている。

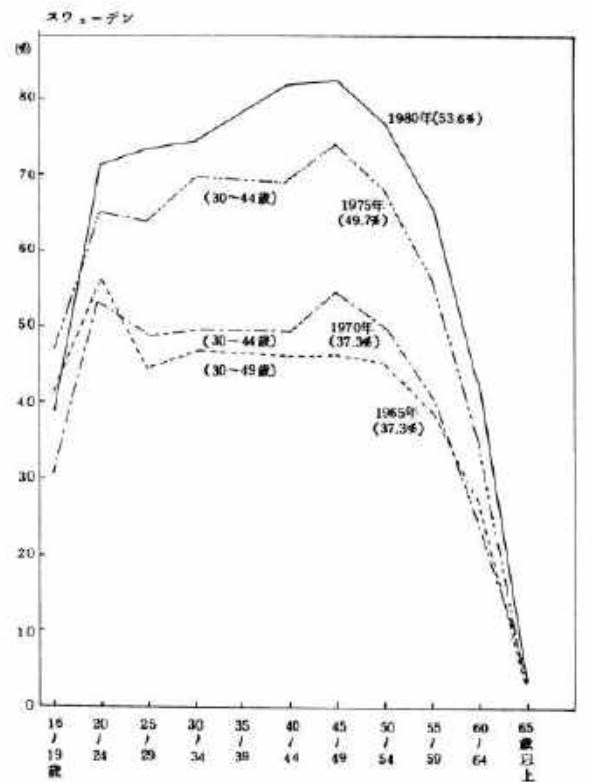
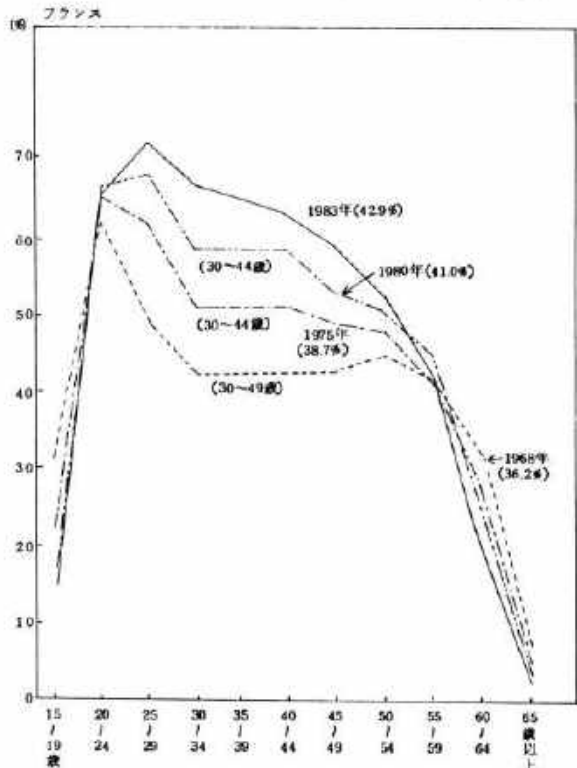
フランス………西ドイツに近い型となっているが、西ドイツと違って、ピークの年齢が従来の20～24歳層から25～29歳層へ移動し、またその後の年齢層の労働力率も非常に緩やかに低下している。

スウェーデン………1970年当時は、20～24歳層と45～49歳層を2つの山とするM字型に近い型であったが、その後中高年齢層の労働力率の上昇が著しく、1980年には45～49歳層をピークとするつり鐘型に近くなっている。

第6図 諸外国の年齢階級別女子労働力率



注 1960年-1970年の「16-19歳」の横は「15-19歳」である。

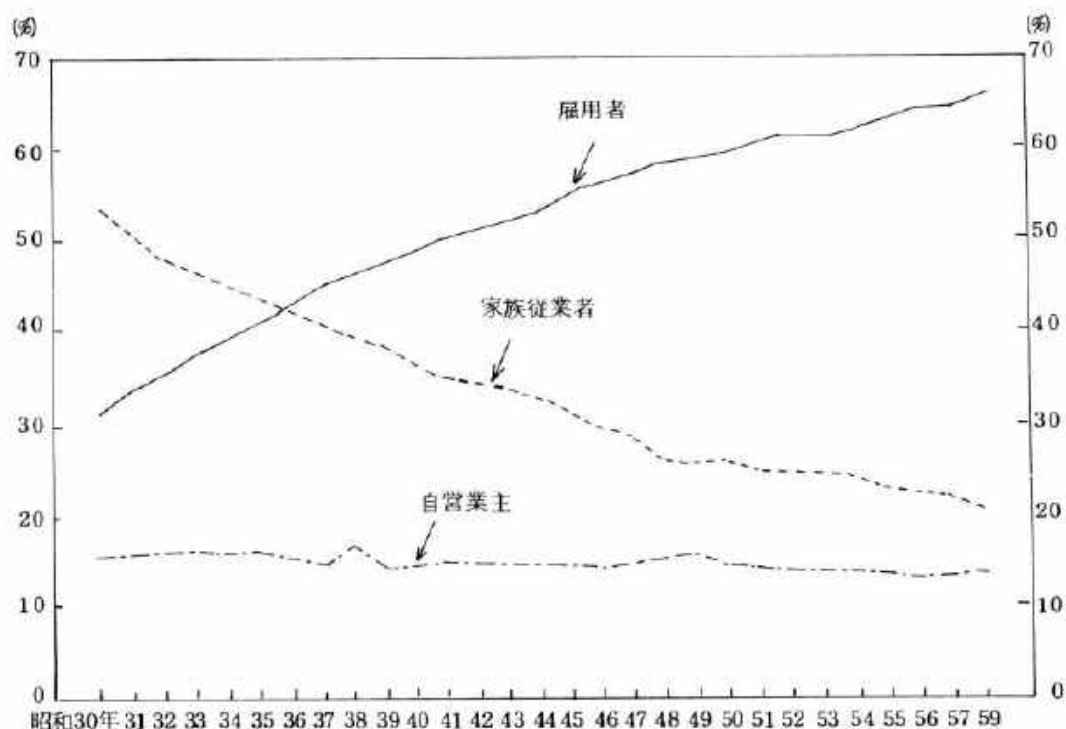


(4) 就業者の推移 —— 家族従業者は大幅に減少、自営業主は横ばい、雇用者の割合は3分の2に上昇

女子就業者は、35年の1,807万人から、50年には1,953万人となり、さらに59年には2,282万人へと増加した。

この間に従業上の地位別構成は大きく変化し、農業人口の減少を反映して家族従業者が大幅に減少する一方、就業者に占める雇用者の割合は35年の40.8%から一貫して上昇し続け、30年代後半には家族従業者と雇用者の割合が逆転した。59年には家族従業者の割合は20.3%になったのに対し、雇用者の割合は66.5%と就業者の3分の2を占めるに至った。この間、自営業主は、ほぼ横ばいで推移し、59年には13.0%となっている(第7図)。

第7図 従業上の地位別女子就業者構成比の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- (5) 完全失業率の動き——非労働力人口から労働市場への新規参入による失業者や離職しても労働市場にとどまる者の増加により女子失業率は高水準に

女子の完全失業者数は40年代は20万人台、完全失業率も1.0～1.4%と低水準で推移した。しかし、第一次石油危機後の50年には34万人、失業率1.7%となった後は景気が回復しても増加を続け、59年には65万人、失業率は2.8%と、男子の失業率(2.7%)を上回る高水準に達した。

このように、完全失業率が上昇してきた背景としては、非労働力人口から労働市場への参入による失業者が増加していること、離職してもかつてのように非労働力化しないで労働市場にとどまる層が増えていることなどがあげられる(第1表)。

第1表 求職理由、離職理由別女子完全失業者数

求職理由 離職理由		総数	離職	非自発的 理由		学卒 未就職	収入を 得る必 要が生 じたか	余暇が できた から	その他
				非自発 的理 由	自発的 理 由				
実数 (万人)	昭和 50年3月	41	21	9	12	3	9	8	
	57年3月	57	32	8	24	5	13	5	3
	59年2月	67	41	11	29	3	14	5	4

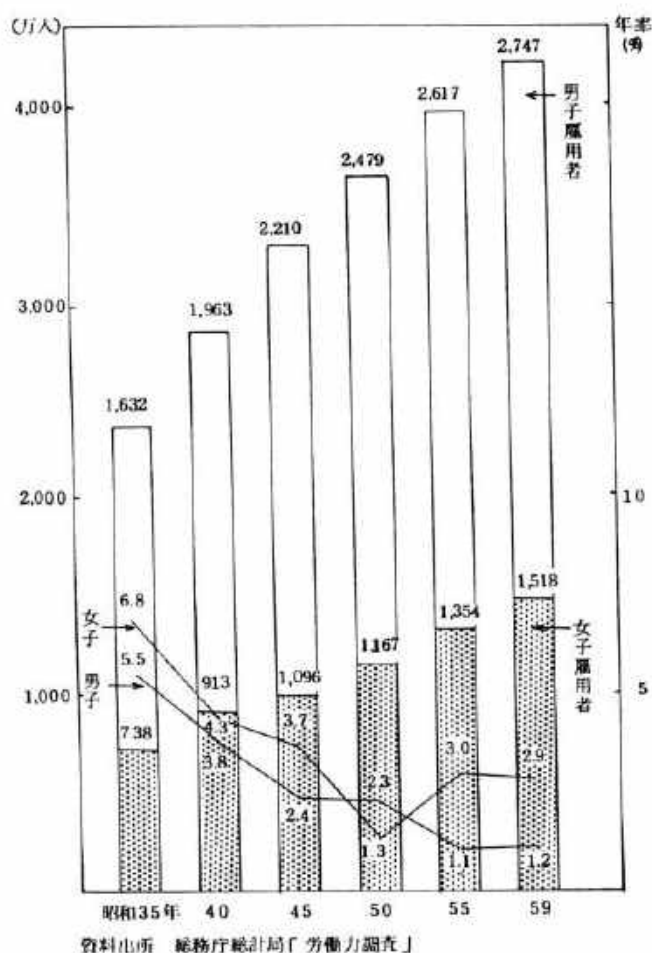
資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」

2. 女子雇用者の増加とその特徴 —— 各国とも雇用者全体に占める女子雇用者の割合が上昇

女子雇用者は30年代以降、経済の高度成長と産業構造の変化の中で、景気の変動による一時的減少はみられるものの着実な増加を続けてきた。30年に531万人、35年に738万人であった女子雇用者は42年には1,004万人と1,000万人台になり、59年には1,518万人とほぼ30年間に3倍近く(男子2.2倍)の伸びを示した(第8図)。また、雇用者全体に占める女子雇用者の割合も30年の29.9%から59年の35.6%まで上昇している。

最近の女子雇用者の増加傾向は、諸外国においてもみられるところであり、雇用者全体に占める女子の割合も1975年と1983年(イギリスは1971年と1980年)を比較してみると、アメリカは40.1%から44.0%へ、西ドイツは36.2%から38.6%へ、スウェーデンは43.7%から48.0%へ、イギリスは38.1%から41.8%へといずれも高まっており、我が国の女子雇用者比率を上回っている。

第8図 雇員数及び増加率の推移

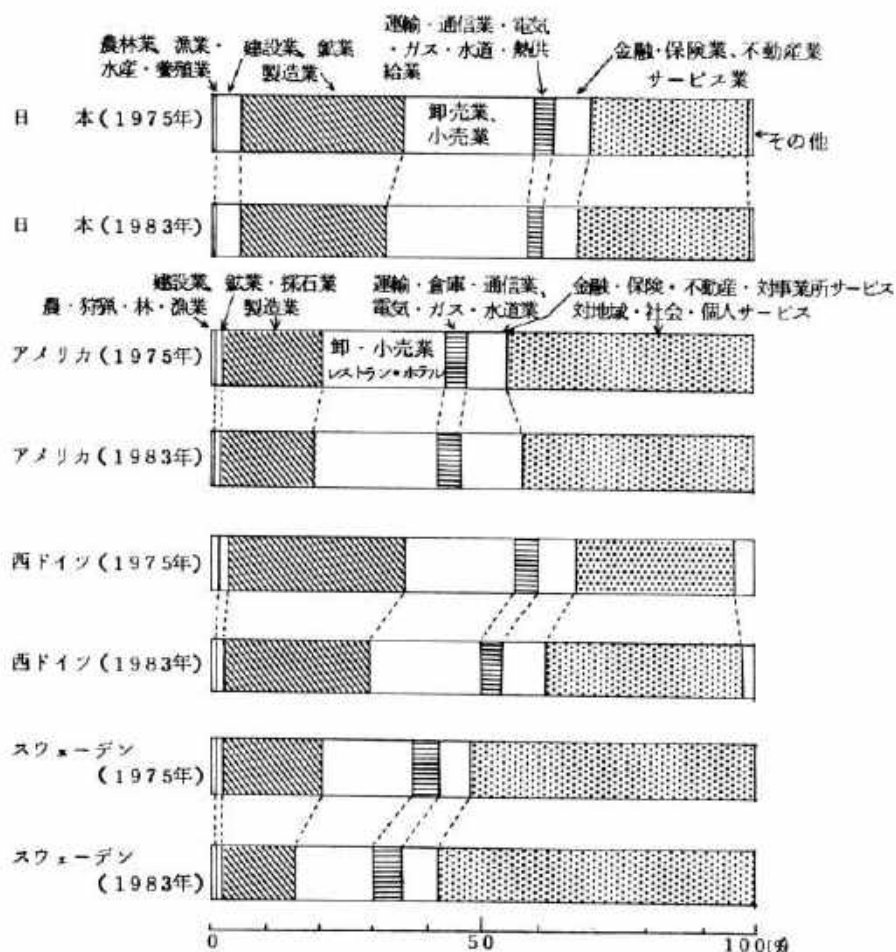


(1) 就業分野の変化 —— 各国とも第三次産業のウェイトが高まる

(産業別にみた動き) 女子雇員者の産業別構成については、長期的にみて第三次産業のウェイトが高まっている。35～50年における女子雇員者の増加は卸売・小売業、金融・保険・不動産業(年率5.3%)、サービス業(同3.7%)によるところが大きく、50～59年にかけてはサービス業(同4.2%)の増加が卸売・小売業(同3.7%)の伸びを上回った。また製造業も58、59年には景気を反映して伸び率が高まった。この結果、卸売・小売業とサービス業を中心とする第三次産業の割合は年々高まり、35年の53.8%から59年には67.4%になった。

女子雇用者の産業別構成をアメリカ、西ドイツ、スウェーデンと比較してみると、産業分類が我が国と少し異なるが、いずれの国も対地域・社会・個人サービスの割合が最も高くなっており、中でもスウェーデンは57.6%を占めている。また第三次産業の割合も西ドイツが約7割、アメリカ、スウェーデンは8割を超えており、我が国よりもその割合は高くなっている。さらに、1975年と1983年を比較してみると、いずれの国も第三次産業の女子雇用者が増加している（第9図）。

第9図 女子雇用者の産業別構成比



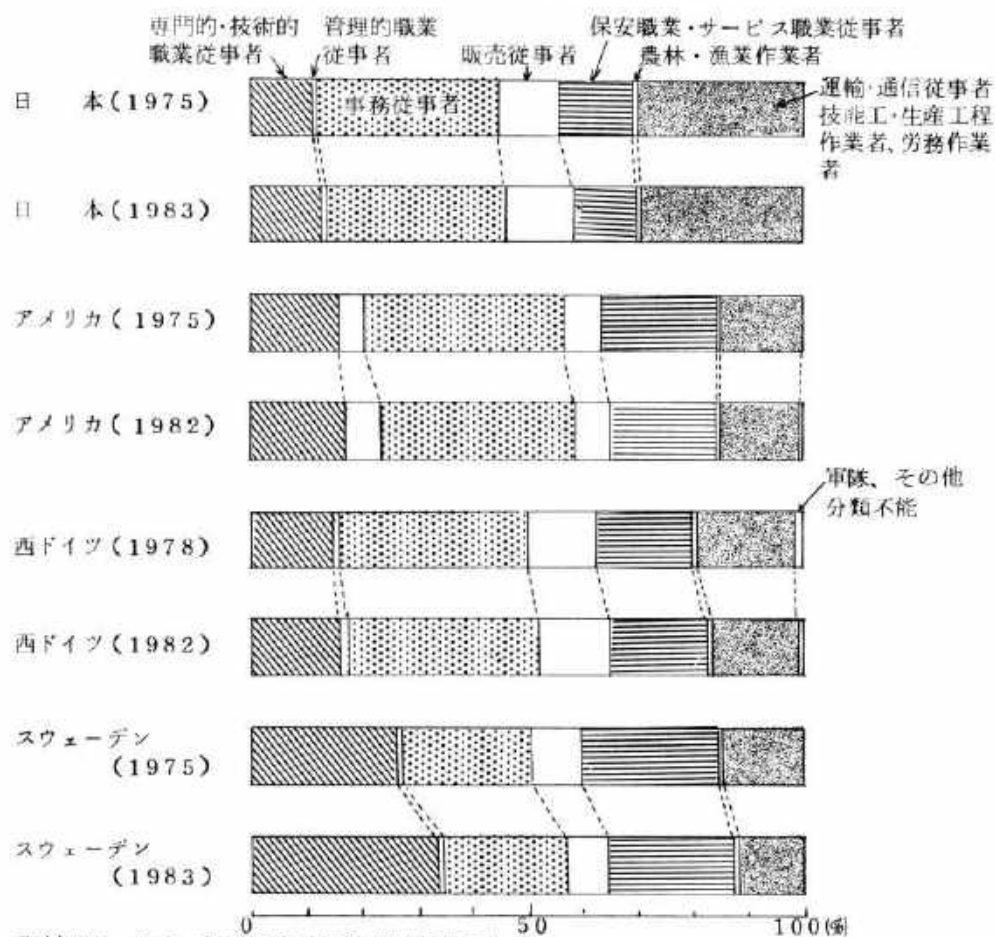
資料出所 日本 総務庁統計局「労働力調査」
 アメリカ、西ドイツ、スウェーデン ILO-「Year Book of Labour Statistics」

（職業別にみた動き） 職業別構成の変化をみると、事務従事者、専門的・技術的職業従事者及び販売従事者などの職種の割合が高まる一方、技能工・生産工程作業者の割合は低下している。

女子雇用者の職業別構成をアメリカ、西ドイツ、スウェーデンと比較してみると、スウェーデンは専門的・技術的職業従事者が一番多く、次いで保安職業・サービス職業従事者、事務従事者の順になっており、この3職種で約8割を占めているが、アメリカ、西ドイツでは我が国同様事務従事者が最も多く、次いで保安職業・サービス職業従事者、専門的・技術的職業従事者となっている。

また、いずれの国も専門的・技術的職業従事者の割合が高まっている反面、生産工程作業者等の割合は低下している（第10図）。

第10図 女子雇用者の職業別構成比

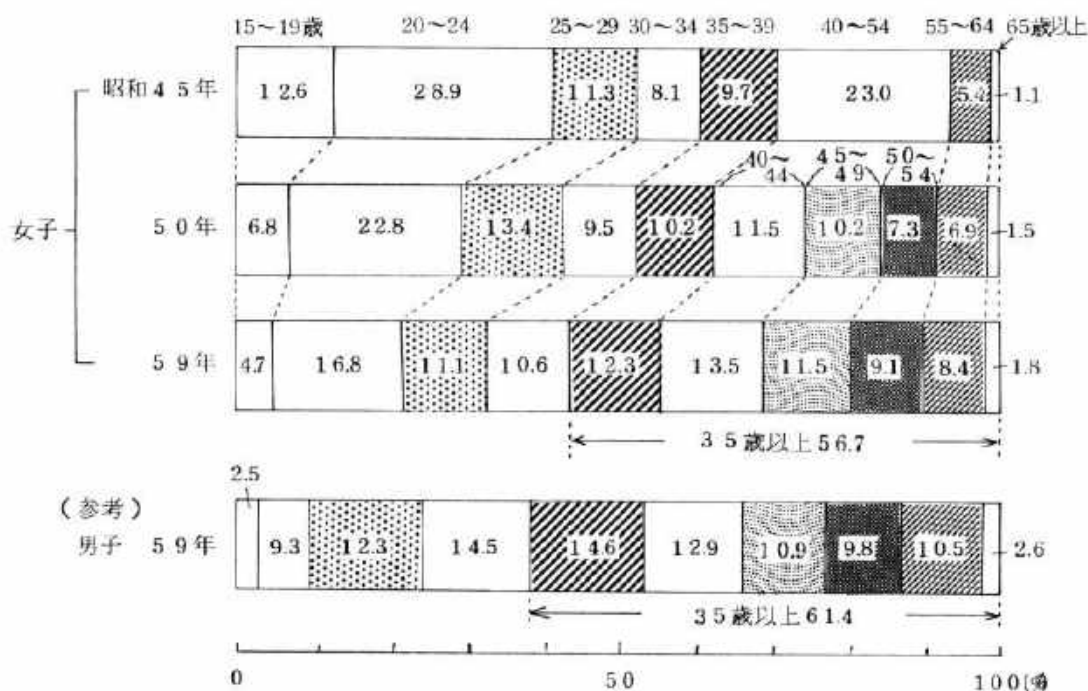


資料出所 日本 総務庁統計局「労働力調査」
 アメリカ、西ドイツ、スウェーデン ILO「Year Book of Labour Statistics」

(2) 女子雇用者の質的变化——中高年齢化、有配偶化、高学歴化、勤続年数の長期化

(中高年齢化) 女子労働力の供給構造の変化に伴い、女子雇用者中の中高年齢層の割合が高まっており、35歳以上層の割合は45年の39.2%から59年には56.7%へと6割近くを占めるに至った(第11図)。

第11図 年齢階級別女子雇用者構成比の推移

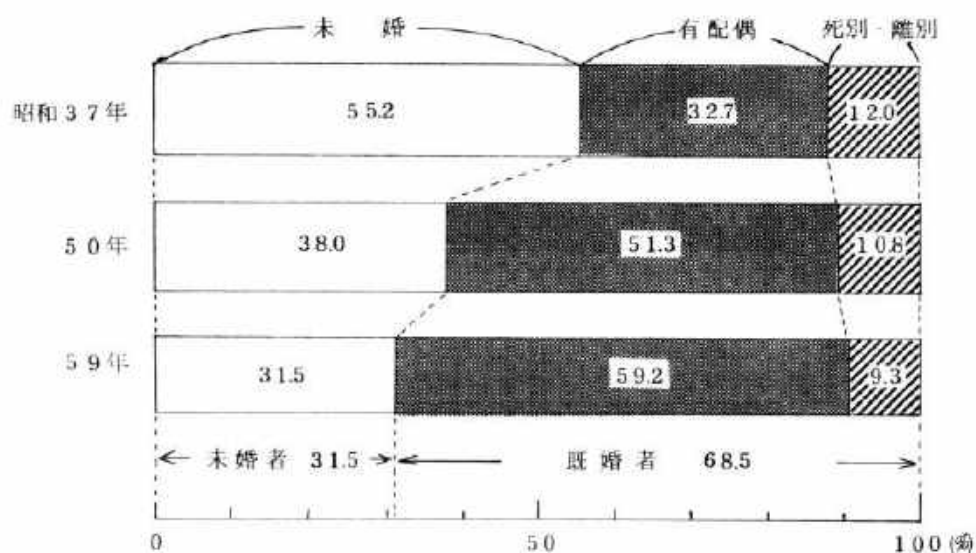


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

（有配偶化） 中高年女子雇用者の増加とともに有配偶者の割合が高まっており、非農林業女子雇用者に占める有配偶者の割合は37年の32.7％から50年には51.3％と5割を超え、59年には59.2％と6割近くに達している。

また、有配偶者に死別・離別者を加えた既婚者の割合は68.5％と約7割を占めている（第12図）。

第12図 配偶関係別女子雇用者構成比の推移（非農林業）



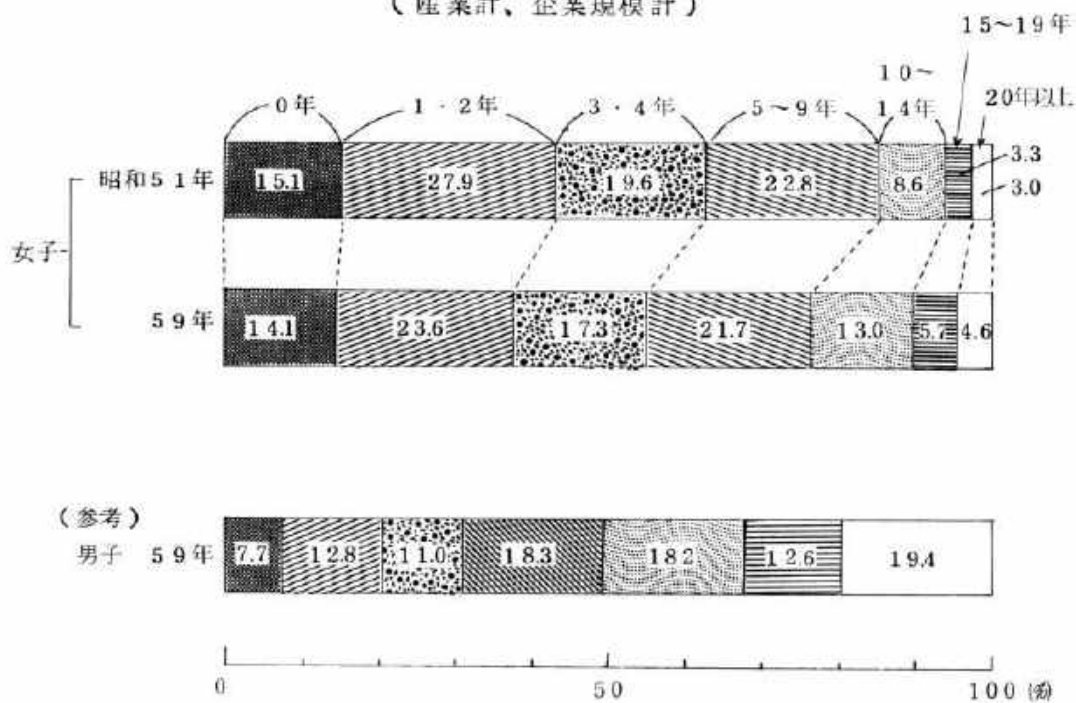
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

（高学歴化） 女子の新規学卒者の学歴構成をみると、35年には中学卒が54.4％と大半を占めており、短大、大学卒はわずか3.5％であったが、その後高校進学率の上昇により、50年にはその割合が中学卒9.2％と激減し、代わって、高校卒が64.0％と高まり、短大、大学卒も26.8％となった。50年代に入って高校進学率が頭打ちになったことと、一方で短大、大学への進学者が増えたこともあって、59年には高校卒の割合は60.0％と若干減少したが短大、大学卒は34.9％と高学歴化傾向が進んでいる。

(勤続年数の長期化) 女子の平均勤続年数は51年の5.3年から59年の6.5年へ伸びており、10年以上勤続者の割合も51年の1.4%から59年の2.3%に高まった(第13図)。

第13図 勤続年数階級別労働者分布の推移

(産業計、企業規模計)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

3. 女子労働者の賃金と勤労者世帯の家計

(1) 女子労働者の賃金

（平均賃金） 女子の賃金（現金給与総額）は、35年から50年にかけては男子を上回る伸びを示してきたが、50年以降は所定内労働時間の短いパートタイム労働者の増加等もあって、上昇率が鈍化し、男子の伸びを下回っている。

（男女間賃金格差） パートタイム労働者を除く一般女子労働者の所定内給与によって男女間格差の推移をみると、40年55.4、50年61.4と縮小を続け、51年58.8となり、以後ほぼ横ばいで推移し、59年には58.6となっている。

男女の賃金格差の主な要因として次のようなことがあげられる。

- ① 女子労働者は相対的に賃金水準の低い産業・業種に多く就労している。
- ② 女子労働者は賃金水準の低い小規模企業に就労している割合が高い。
- ③ 年功序列型賃金制度は、勤続年数、年齢の上昇に伴い賃金も上昇するが、女子は結婚、出産、育児等により退職する者、あるいは中高年齢期に再就職する者が多いため、同一企業に継続勤務している者が多い男子に比べ勤続年数が短い。
- ④ 進学率の上昇に伴い高学歴者が増加しているが、男子に比べ女子の大学進学率は低い。学歴、勤続年数の違いもあって女子は男子に比べ役職等についている者が少なく、役職手当を支給される者の割合も低い。
- ⑤ 我が国の賃金は、扶養家族手当、住宅手当等生活費に対応する諸手当が含まれることが多いが、これらの生活手当は世帯主に支給される場合が多い。

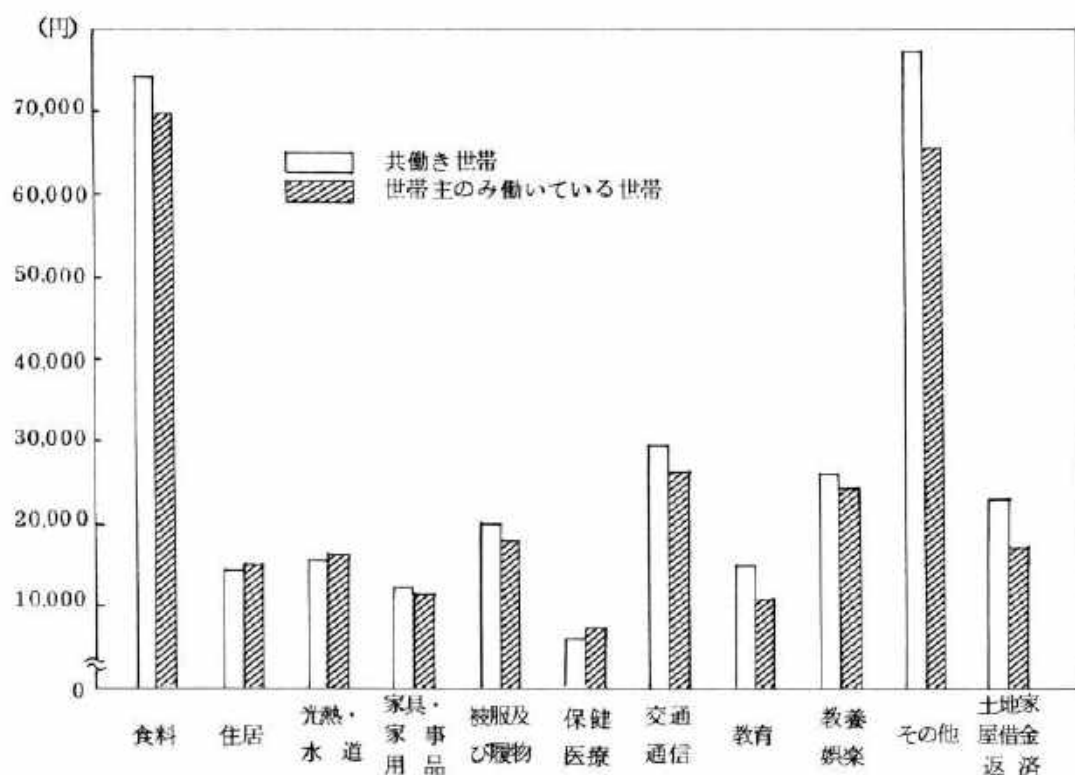
〔標準的労働者の賃金〕 男女の賃金格差を比較する場合には、男女の就業実態の差や年齢、勤続年数、学歴などの差を考慮する必要があり、男女の賃金を年齢、勤続年数、学歴を同一にした標準的労働者（学校卒業後同一企業に継続して勤務したと思われる者、学歴は高卒）の賃金で比較してみると、20歳台ではほぼ9割と格差は小さく、格差の大きい40歳台でも約7割となっており、平均でみた格差に比べかなり小さい。しかし、年齢、勤続年数、学歴が同じ標準的労働者でも年齢の高い層で格差が残る要因としては、これまで記述した要因のほか、女子の就業実態、職業意識などを理由に職種が異なったり、また教育訓練、昇進などの機会が十分に与えられないなど、雇用管理に男女間で差があることも大きな要因となっている。

(2) 勤労者世帯の家計

勤労者世帯の世帯主の妻の収入は、50～59年で年率9.5%と世帯主収入の伸び率（年率6.5%）を上回る伸びを示した。この結果実収入に占める妻の収入の割合は、50年の6.5%から59年には8.2%まで高まった。これは主として妻の就業率が高まっていることによると思われる。

一方、勤労者世帯の家計支出をみると、世帯主の年齢が40歳台の層において住宅ローンの返済、教育費等の負担が高まっており、共働き世帯の方が非共働き世帯より土地家屋借金返済、教育費の支出が多くなっていることから、家計負担の増大が女子の就業率の上昇をうながす一因となっていると考えられる（第14図）。

第14図 世帯別支出金額



資料出所 総務庁統計局「家計調査」(昭和59年)

4. パートタイム労働者の動向

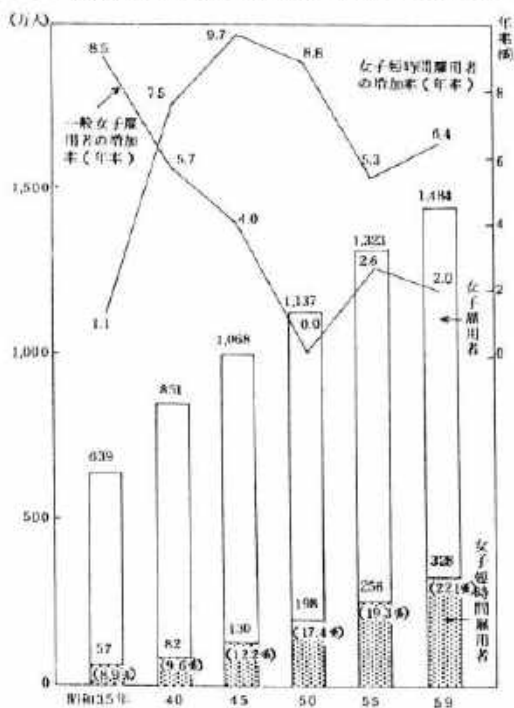
(1) パートタイム労働者の増加——短時間雇用者は女子雇用者の22.1%

パートタイム労働者は、最近、家庭の主婦層を中心に著しく増加している。女子パートタイム労働者の増加の推移を、週間就業時間が35時間未満の非農林業女子短時間雇用者によりみると、43年、51年に一時減少したのを除き35年以降一貫して増加しており、59年には328万人となった。

女子短時間雇用者の増加は、特に40年代において著しく、その増加率の推移をみると、40～45年には年率9.7%、45～50年には同8.8%と高い水準になっており、その後においても50～55年は年率5.3%、55～59年同6.4%で推移している。

同期間における一般女子雇用者の増加率は、短時間雇用者の増加率に及ばなかったため、女子雇用者に占める短時間労働者の割合は年々高まり、40年の9.6%から59年には22.1%となった(第15図)。

第15図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移(非農林業)



- 資料：市庁 総務庁統計局「労働力調査」
- ①「雇用者」とは、雇用されている者(常雇、臨時雇及び日雇)及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者を除く。
 - ②「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 - ③「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 - ④〔 〕内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 - ⑤昭和35、40年の数字は時系列推定値に補正していない。

(2) パートタイム労働者増加の理由——需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態

パートタイム労働者が増加したのは、パートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態によるものと考えられ、今後とも増加傾向は続くものとみられる。

企業側の需要をみると、常用パートタイム労働者については、「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」とする企業が6割を占め、特にサービス業、卸売・小売業では7割近くに及んでいる。他方、臨時・日雇パートタイム労働者については、「季節的繁忙のため」とする企業が過半数を占め、特に季節的又は時間帯によって業務の繁閑の差が大きいサービス業、卸売・小売業では約6割となっている。

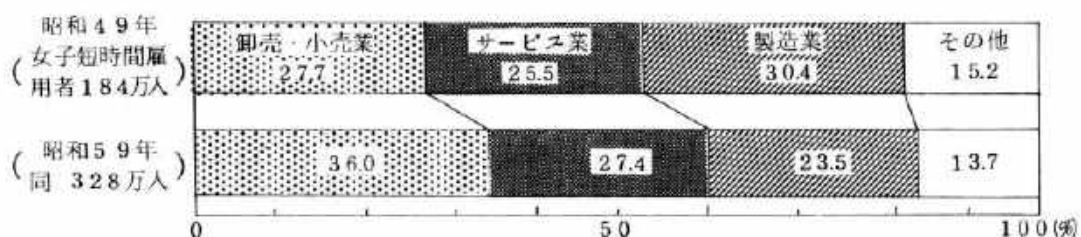
供給側についてみると、家庭主婦層を中心にパートタイム労働を希望する者が増加しており、女子無業者で就業を希望する者のうち、「パート・アルバイトの仕事をしたい（短時間勤務で雇われたい）」とする者は49年の39.4%から57年の50.4%へと増加し、5割を占めている。また、女子一般未就業者のうちパートタイム労働者として入職した者は、50年の26.7%から59年の45.7%に増加していることから、パートタイム労働を希望する者が増加し、実際にパートタイム労働者として入職する者も急増しているといえる。

(3) パートタイム労働者の就業実態 —— 第三次産業のウエイトが高まる

(就業分野) 女子短時間雇用者を産業別にみると、59年では、卸売・小売業が36.0%で最も多く、次いでサービス業27.4%、製造業23.5%となっており、この3産業で86.9%を占めている。49年と比べると、産業構造の変化を反映して、製造業のウエイトが低下し、卸売・小売業、サービス業など第三次産業のウエイトが高くなっている(第16図)。

企業規模別にみると、59年では、1~29人企業規模に半数(52.1%)の者が就業し、その他の企業規模については500人以上企業規模16.5%、30~99人企業規模13.4%、100~499人企業規模10.1%の順になっており、この傾向は長期的にも大きな変化はない。

第16図 産業別女子パートタイム労働者の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(職業別入職状況) 「雇用動向調査」(59年)によりパートタイム労働者として入職した女子の職業別構成比をみると、59年では、技能工・生産工程作業者が37.9%と4割近くを占め、次いでサービス職業従事者22.1%、販売従事者18.8%、事務従事者16.8%と続いている。

(年齢構成) 女子パートタイム労働者の年齢構成を「賃金構造基本統計調査」によってみると、59年では、35~44歳層が40.6%、45~54歳層が27.6%で、これに55歳以上の9.3%を加えると、35歳以上の中高年齢層が77.4%で8割近くを占めている。また、女子パートタイム労働者の平均年齢も年々高くなっており、59年では41.8歳となった。

(勤続年数) 女子パートタイム労働者の平均勤続年数は59年では3.8年(51年2.9年)と長期的にみて伸びてきている。

(4) パートタイム労働者の労働条件等

(労働条件の明示) 「雇用管理調査」(58年)により、パートタイム労働者等に対する労働条件の明示状況をみると、約9割の企業が何らかの方法で労働条件を明示している。

(雇用契約期間) 同調査によると、常用パートタイム労働者に対する雇用契約について、「契約期間の定めがない」企業は6割(59.9%)を占める。また、「契約期間の定めがある」企業は4割(39.4%)を占め、そのうち、「6か月を超え1年以下」が半数近く(44.6%)を占める。

次に、常用パートタイム労働者を雇用した企業において、その最長在職期間をみると、「5年を超える期間」雇用している企業が3割(30.7%)で最も多い。

(労働時間) 「賃金構造基本統計調査」(59年)によると、女子パートタイム労働者の1日の所定内実労働時間は6時間、1か月の実労働日数は23日である。

(賃金) パートタイム労働者の賃金は、時間給によって支払われる場合が多く、「雇用管理調査」をみても常用パートタイム労働者について「時間給」で支払われる企業は約8割(77.4%)を占める。

また、「賃金構造基本統計調査」(59年)によると、女子パートタイム労働者の1時間あたり賃金(所定内給与額)は572円であり、産業別にはサービス業が640円で、企業規模別には1,000人以上規模が601円で比較的高い。

(5) パートタイム労働者の就業意識

パートタイム労働者として入職した女子の就業動機を「雇用動向調査」(59年)によりみると、「家計の補助」をあげる者が54.3%で過半数を占め、次いで「生活水準の向上」14.8%、「主な生活収入」11.1%、「余暇の利用」10.1%となっている。

(6) 諸外国におけるパートタイム労働

欧米諸国においても、70年代に入り我が国と同様にパートタイム労働は次第に増加しているが、これはパートタイム労働が第三次産業の進展と女子労働力人口の増加という労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられる。パートタイム労働者の就業分野を産業別にみると、卸売・小売業など第三次産業において高く、製造業では低くなっている。

パートタイム労働者の1週当たりの平均労働時間についてEC諸国(1975年)をみると、男子が25.4時間、女子が21.6時間であり、我が国のパートタイム労働者より、労働時間が短くなっている。

また、筋肉労働者について、女子パートタイム労働者の賃金を女子一般労働者と比較すると、西ドイツでは95.2% (1972年)、イギリスでは91.9% (1981年)、オーストラリアでは103.4% (1972年)となっており、格差が小さく、パートタイム労働者の賃金が一般労働者の賃金を上回るものもみられる。

5. 家内労働の動向

(1) 家内労働の就業実態と変化

「家内労働概況調査」によると、59年10月1日現在の家内労働者数は119万人、同居の親族で家内労働者とともに仕事に従事する補助者は8万人で、補助者を含む家内労働従事者は126万人となっている。家内労働者のうち女子は111万人と93%を占めている。

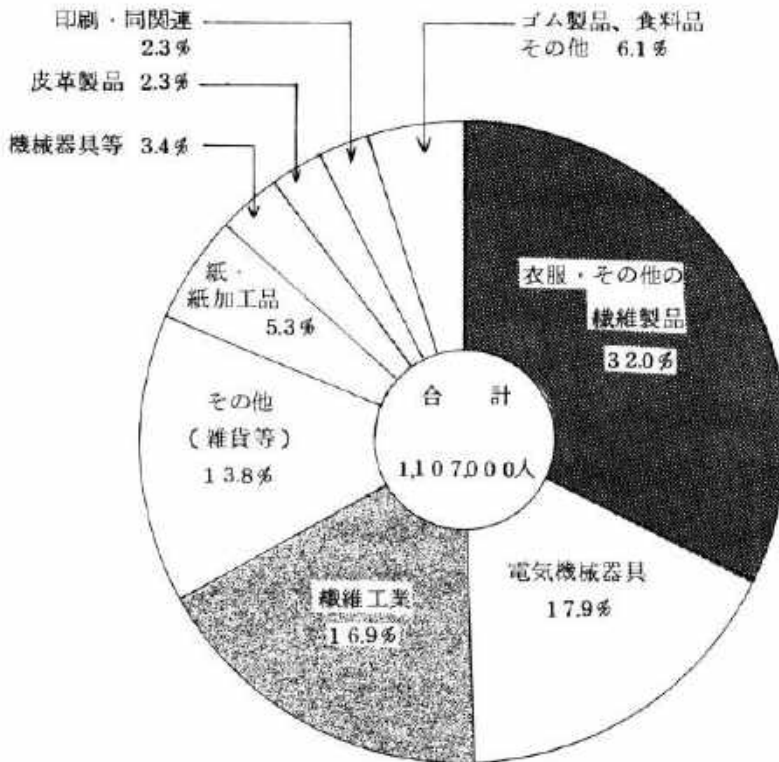
また、類型別には、「内職的家内労働者」が109万人で92%と大部分を占めており、「専門的家内労働者」が8万人(6%)、「副業的家内労働者」が2万人(2%)となっている。

家内労働者は、48年をピークに年々減少傾向にあり、女子家内労働者も同傾向であるが、これは繊維等の構造不況業種における家内労働に対する需要の減少、技術革新の進展及び品質管理の徹底からくる工場内生産への切り換え等の委託者側の要因とともに、家内労働者側の要因として就業にあたっては内職よりパートタイム労働への就業志向が強まっていることなどが考えられる。

59年の女子家内労働者を業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」、「繊維工業」、「電気機械器具」、「その他(雑貨等)」の4つの業種で全体の8割を占めている(第17図)。

女子家内労働者の平均年齢(43.8歳)は製造業の女子労働者(37.2歳)よりかなり高く、また、製造業のパートタイム労働者(42.5歳)と比べても若干高くなっている。女子家内労働者の平均経験年数は7年4か月である。

第17図 業種別女子家内労働者構成比



資料出所 労働省「家内労働概況調査」(昭和59年)

(2) 家内労働者の労働条件

女子家内労働者の1日当たりの平均就業時間数は6.1時間(男子10.7時間)となっており、1時間当たりの平均工賃額は324円(男子887円)であり、男子をかなり下回っている。これは男子の場合、女子の内職と比べて経験年数が長く、また、技術程度も高いものを必要とする作業に従事する者が多いためである。

「昭和60年版婦人労働の実情」概要 正誤表

頁	行	正	誤
5	第2図	大学卒 男女とも (33.6)	大学卒(33.6)
18	4行目	39.1%	39.2%
22	5行目	20歳台前半では	20歳台では
28	下から3行目	(1979年)	(1972年)

GAa1/1

8-19-3



女性と仕事の未来館



00966010